

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

☎ 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

令和4年10月1日から、後期高齢者医療被保険者のうち、一定以上の所得がある方は、現役並み所得者★を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。被保険者の令和3年中の課税所得や収入額をもとに、世帯単位で判定され、**該当する方には「2割」と記載された被保険者証が10月1日までに送付されます。**

★現役並み所得者…窓口負担割合が3割の方

◆2割負担の基準

「課税所得28万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額が200万円以上」

※課税所得とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です

※年金収入には、遺族年金や障害年金は含みません

※被保険者が2人以上の場合は、「年金収入+その他合計所得金額の合計が320万円以上」

◆配慮措置

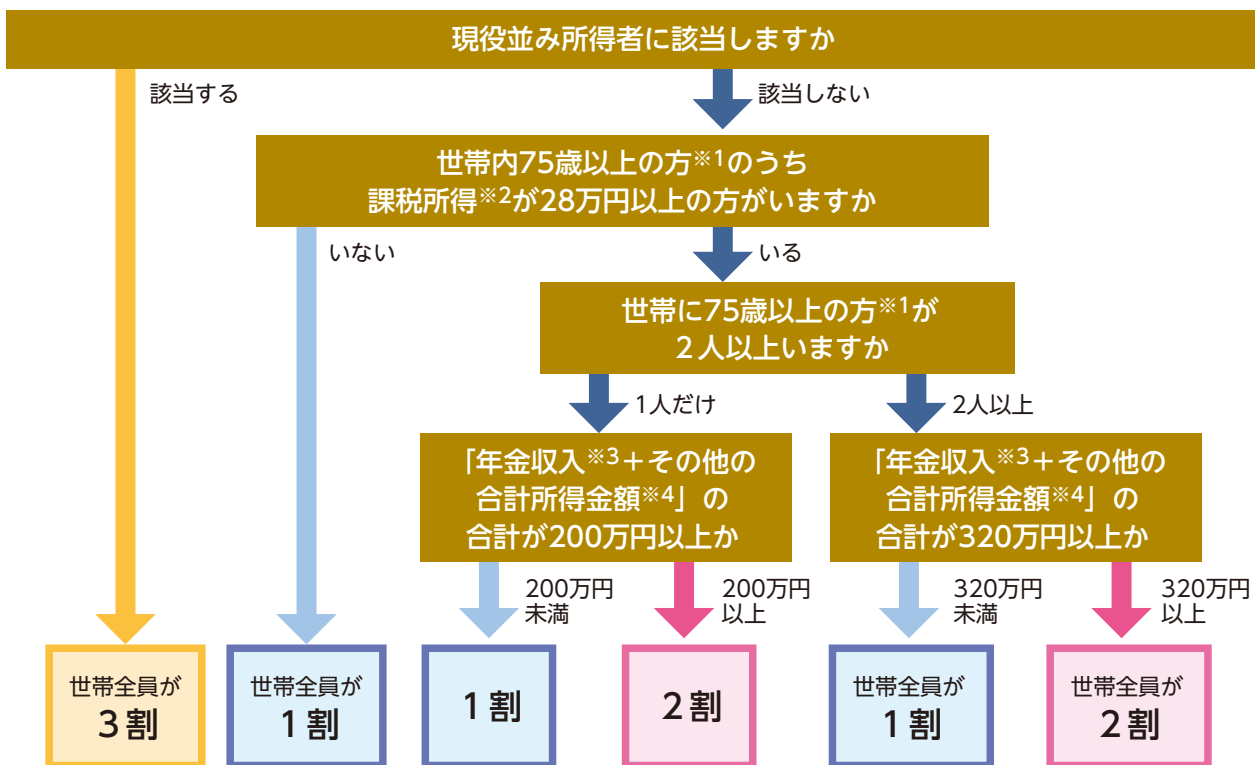
施行から3年間、2割負担となる方のうち、長期頻回受診患者等への配慮措置として、1ヵ月の外来医療の負担増加額が3,000円までに抑えられます。

例) 医療費総額50,000円の場合

- ・ 1割負担の場合窓口負担額：5,000円
- ・ 2割負担の場合窓口負担額：8,000円※

※いったん窓口で10,000円を支払いますが、5,000円+負担増加額3,000円が適用され、差額2,000円が高額療養費として支給されます。

窓口負担割合2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します



- ※1 後期高齢者医療の被保険者（65～74歳で一定の障害の状態にあると広域連合から認定を受けた方を含む）
- ※2 住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除等を差し引いた後の金額）
- ※3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- ※4 事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を、差し引いた後の金額